

新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和3年3月26日

提 出 者

24番 西園寺 みきこ

6番 宮 代 一 利

17番 土 屋 美恵子

20番 橋 本 しげき

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

## 新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する意見書

2020年初頭に始まった新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 19）拡大は、国内感染者数45万人、死亡者数8,800人を超え（3月22日現在）、変異型による第4波への懸念もあって、いまだ終息への道筋が見えていない。

確立された治療法が見つからない中、ワクチン接種への期待が高まっているものの、ワクチン自体の数量確保や搬送方法に関する課題があり、接種事業の実務を担う自治体は具体的な事業見通しを明確に立てられず、市民の不安に応えにくい状況に陥っている。

このような状況の下、武蔵野市は2021年1月7日から、ワクチン接種推進本部を設置し、一刻も早い接種実施に向けて、最大限の努力をしているところである。

よって、武蔵野市議会は、国に対し、ワクチン接種事業の確実な実施のため、下記のような対策強化を求める。

### 記

- 1 医療関係者等の関係機関との連携を一層強化し、確実な接種事業の実施に努めること。
- 2 ワクチンの供給時期と量、資材類の供給など、自治体への迅速で的確な情報提供に努めること。
- 3 国民の健康を守るため、自治体と国民に対し、副反応への対応など的確で十分な情報提供に努めるとともに、必要な財政的措置を行うこと。
- 4 ワクチン接種事業を確実に実施するための人員配置に必要な財政的措置を行うこと。
- 5 全国の自治体間で格差が生じることのないよう、公正で公平な配分を行うこと。
- 6 やむを得ない事情により、住民票所在地以外での接種を希望する国民に対しても公平な配分を行うこと。
- 7 接種を希望する国民と、体質などの理由で接種を希望しない国民の間で、人権侵害が起こらないよう、配慮に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年 月 日

武蔵野市議会議員 小美濃 安弘

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣

(新型コロナウイルス感染症ワクチン接種担当)

あて